

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成30年3月6日

京都市長 門川 大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・6・179号北泉通

2 事業地

（1）収用の部分

京都市左京区高野泉町，松ヶ崎小竹藪町及び松ヶ崎正田町地内

（2）使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成24年7月17日から平成33年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局道路建設部道路建設課

（建設局道路建設部道路建設課）